

無戸籍でお困りの方へ

法務局では、出生の届出がされておらず、無戸籍となっている方について、その実情に応じた案内をするため相談窓口を設け、戸籍をつくっていただくための丁寧な手続の案内をするなど、様々な支援を行っています。

一人で悩まずに、ご相談ください。

相談の際にお持ちいただきたい資料

相談の際に、次の資料をお持ちいただくと、戸籍記載のための手続をより具体的にお伝えすることができますので、お持ちください。

※資料がない場合でも、まずはお電話でご相談ください。

- ◇無戸籍の方が住民票に記載されている場合は、その住民票の写し
- ◇母が戸籍に記載されている場合は、無戸籍の方の出生時の母の戸籍又は除籍の謄本等
- ◇母子関係のあることを証する資料

(例) ○医師、助産師等が発行した出生証明書

○母子健康手帳

○幼稚園、保育園等に入園していたときの記録、小学校等の在学証明書等

○母子共に写っている写真

法務省では、YouTube(ユーチューブ)にチャンネルを開設し、法務省の様々な活動に関する動画を掲載しています。

このたび、無戸籍者問題の解決に向けた動画「無戸籍解消の流れ」(1/3～3/3)を掲載いたしましたので、是非ご覧ください。

なお、無戸籍者問題の詳細につきましては、法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」をご覧ください。



無戸籍解消の流れ(1/3)【YouTube/約10分】

<https://www.youtube.com/watch?v=wb0gDouMgpo>

無戸籍解消の流れ(2/3)【YouTube/約7分】

<https://www.youtube.com/watch?v=BU0noy1AXko>

無戸籍解消の流れ(3/3)【YouTube/約7分】

<https://www.youtube.com/watch?v=hWtE2z4NWEM>

無戸籍でお困りの方へ【法務省HP】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

●お問い合わせ先

〒960-8021

福島市霞町1番46号

(福島合同庁舎)

福島地方法務局戸籍課

TEL: 024-534-1933